

# 地域の 集会施設などで 利用料金の徴収が 可能になります！



## ■地域コミュニティの場

町にはおおむね自治会を単位として、地域集会施設や児童館などが設置されています。これらは地域コミュニティの促進、防災の拠点、行政展開の場として活用されています。

施設は、法律や町の条例に基づき、各自治会が指定管理者等として管理しています。

施設の管理方法は、市町村によってさまざまですが、施設の所有も含めて自治会で管理されているところもあります。

## ■施設のあり方について

当町では、このような施設を公（行政）で設置して、かかる費用も行政がそのほとんどを負担してきました。

しかし、近隣市町における類似施設の管理運営が自主的なものであることや行政改革・町財政事情の観点、さらに受益者負担の原則などを考慮し、施設の管理運営手法について見直しをすることとしました。

## ■協議を重ねてきました

見直しには、町議会や「地域集会施設等のあり方研究会」の議論を踏まえ、町としての考え方を実際の管理者である各自治会と再三にわたり協議を重ねてきました。

この結果、地域ごとの実情を十分に考慮し、急激な見直しではなく、緩やかに負担\*1していただく方向で、おおむねの合意を得ることとなりました。さらにこの合意内容などについて、2月に開催された町議会臨時会において報告し、理解をいただきました。

### \*1 負担の基準（数値は自治会の負担率）

- 平成20年度：町が全額負担
- 平成21年度：光熱水費10%、消耗品費25%
- 平成22年度：光熱水費20%、消耗品費50%
- ・自治会規模などの事情により補正します。
- ・修繕（3万円以上のもの）は平成21年度より25%

## ■利用料金とは？

指定管理者制度には、施設の利用者から利用料金を徴収することができる規定があります。施設の利用状況などは地域によって違いがありますが、今後は指定管理者である自治会の負担を補てんすることができるように、町の条例を改正しました。

この改正により、制度として4月から利用料金を徴収することが可能となりますが、制度導入の是非や時期については、施設ごとに立地条件や利用状況などが異なるため、各自治会（指定管理者）の判断によることとなります。

制度が導入された施設では、利用者は料金をお支払いいただくこととなります。また、その金額には、条例により限度額（1室1時間あたり1,050円）が設けられ、その額を超えての徴収はできません。なお、自治会は利用される目的などによって利用料金を減免すること\*2もできます。

\*2 例）自治会関係などの利用は無料、サークルなどは半額、営利目的による利用は満額徴収など

## ■対象となる施設は？

利用料金制度の導入が可能となるのは、下記の15施設となります。また、公民館（類似公民館）については、条例で規定する「公の施設」には該当しないため、すでに利用料金などの徴収は可能であり、今後も同様となります。

## ■対象となる施設

1	店屋場地域集会施設
2	神山地域集会施設
3	茶屋地域集会施設
4	河内児童センター
5	中丸地域集会施設
6	仲町地域集会施設
7	谷戸地域集会施設
8	宮前地域集会施設
9	かなん沢・中里地域集会施設
10	仲町屋地域集会施設
11	萱沼児童館
12	中山地域集会施設
13	宇津茂地域集会施設
14	田地域集会施設
15	湯の沢児童センター

【問合せ】庶務課庶務係 ☎83-1221

# 平成20年4月から 後期高齢者 医療制度



平成20年4月から75歳以上の方（\*）の医療制度が「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」へ変わります。新制度への加入には、特に手続きは必要ありませんが、健康保険組合などの脱退手続きについては各健康保険組合などにご確認ください。  
\*65歳以上で一定の障害のある方も含まれます。生活保護を受けている方は該当しません。

### ◆運営

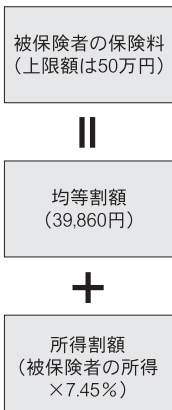
県内すべての市町村が加入する「県後期高齢者医療広域連合」が運営します。広域連合は保険料の決定、保険証の交付や医療の給付を行います。町は申請・届出の受付や相談などの窓口業務や保険料徴収などを行います。

### ◆保険証

被保険者となる方には、新しい保険証が3月に配達記録郵便でお一人につき一枚が届きます。

### ◆保険料

被保険者一人ひとりが負担し、原則、平成20年4月分の年金から徴収されます。保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と所得に応じて負担する所得割額を合計した額となります。



## ～老人保健制度から後期高齢者医療制度へ～

区分	老人保健制度 (平成20年3月まで)	後期高齢者医療制度 (平成20年4月から)
対象者 (被保険者)	国民健康保険 健康保険組合 共済組合などに加入	後期高齢者医療制度 に加入 (国保などは脱退)
運営主体	市町村	県後期高齢者 医療広域連合
保険証	医療受給者証 保険証	新しい保険証 (1人に1枚)
医療費の負担	1割もしくは3割	1割もしくは3割 (変更なし)
受けられる給付	療養の給付や 高額療養費など	療養の給付や高額 療養費など (変更なし)
保険料	加入する国保・ 健康保険などに納付	一人ひとりが町に納付

町民健康課国保年金係

【問合せ】  
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局  
☎045-444-0167  
☎83-1225

『20年度・21年度の保険料額（年額）』  
※所得の少ない方には軽減制度があります。  
※災害や所得が減少したことにより保険料の納付が困難な場合は、申請により徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。

◆健康保険等の被扶養者だった方  
現在、健康保険組合や共済組合などの被扶養者で保険料を負担していない方も、後期高齢者医療制度の被保険者となると、保険料を負担することになります。ただし、加入してから2年間は5割が軽減されます。

さらに、20年度のみの特例措置として、4月から9月までは負担がなく、10月から平成21年3月までは1割のみの負担となります。

◆医療費の自己負担  
医療を受けたときに支払う自己負担割合（1割・3割）は、老人保健制度と変わりません。

◆受けられる給付  
療養の給付や高額療養費については老人保健制度と変わりません。